9月4日

令和６年第３回豊後高田市議会定例会会議録（第１号）

○議事日程〔 第１号 〕

令和６年９月４日（水曜日）午前10時０分　開会

※開会宣告

※開議宣告

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　第40号議案から第47号議案まで及び報第６号から報８号まで上程

提案理由説明

決算審査意見報告［第45号議案から第47号議案まで］

日程第４　第48号議案上程

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

１	番	野崎　良
２	番	在永　恵
３	番	於久弘治
４	番	毛利洋子
５	番	中尾　勉
６	番	井ノ口憲治
７	番	阿部輝之
８	番	土谷信也
９	番	成重博文
10	番	松本博彰
11	番	河野徳久
12	番	安東正洋
13	番	北崎安行
14	番	河野正春
15	番	菅　健雄
16	番	大石忠昭

○欠席議員（０名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大塚栄彦
次長兼議事係長	近藤浩二
総括主幹兼庶務係長	黒田祐子
主幹	清水栄二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	佐々木敏夫
副市長	安田祐一
市参事兼総務課長	飯沼憲一
市参事兼企画情報課長	丸山野幸政
市参事兼社会福祉課長	田染定利
市参事兼商工観光課長	河野真一
市参事兼消防長	友久　優
財政課長	伊藤昭弘
地域活力創造課長	小野政文
税務課長	瀬々信吉
市民課長	黒田敏信
保険年金課長	佐々木真治
子育て支援課長	水江和徳
健康推進課長	近藤直樹
人権啓発・部落差別解消推進課長	後藤史明
環境課長	塩崎康弘
農業振興課長	川口達也
耕地林業課長	阿部博幸
農業地域支援室長	首藤賢司
建設課長	馬場政年
都市建築課長	近藤保博
上下水道課長	遠江正美
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	船木靖幸
会計管理者兼会計課長	山田英彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長	藤重深雪

教育委員会

教育長	河野　潔
教育総務課長兼地域総務一課長	植田克己
文化財室長	河野典之
学校教育課長	河野政文

監査委員

代表監査委員	尾形雄治

総務課　課長補佐兼総務法規係長　矢野裕治

主幹兼秘書係長　齋藤恭子

○議長（安東正洋君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、議員全員の出席で

あります。よって、令和６年第３回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（安東正洋君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に１番、野﨑　良君及び２番、在永　恵君を指名いたします。

○議長（安東正洋君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から９月20日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から９月20日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

○議長（安東正洋君）　日程第３、第40号議案から第47号議案まで及び報第６号から報第８号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君）　本日ここに、第３回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、初めに台風10号についてでございます。

非常に強い台風10号は、８月29日から31日にかけ、本市に被害をもたらしたところでございます。

被災された皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。復旧に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今回の台風は、気象庁の当初の予想から進路を大きく西に変え、大分県を直撃する進路となり、また、非常に強い勢力を保ったまま九州に上陸すると予報され、さらには、28日において、九州南部で特別警報が発表されるなど、最大級の警戒が必要とされたところでございます。

こうした状況を踏まえ、28日の午後５時から災害対策連絡室を設置し、早期の警戒体制を整え、災害対応を行ってまいりました。29日には、早朝より自主避難所を開設し、その後、洪水・暴風警報が発表されたことから、午前８時30分に災害警戒本部体制に格上げし、市内全域に避難指示の発令を行い、８か所を避難所として開設しました。

その後、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害が発生するおそれも高まり、さらに竹田川や桂川においては、河川の水位が上昇し、氾濫危険水位を超え、非常に危険な状況となったことから、午後２時30分に災害対策本部を立ち上げたところでございます。

そして、午後２時40分に全市民の皆様へ緊急安全確保の発令を行い、命の危険、直ちに安全確保の行動を求め、安全な場所への避難をいただきました。また、多くの方が避難できるよう、避難所として高田中学校を追加し、過去最大となる411世帯、664名の避難者を受け入れたところでございます。

今回の避難に対する備蓄物資につきまして、多くの避難者に対応できるよう日頃から備えを行っており、また、学校の避難所においては、猛暑の時期であり、熱中症などの心配もございましたので、空調設備のある教室等を活用してまいりました。避難された方には、ご不便をおかけしたところもございますが、皆様のご協力により困難な事態を乗り切ることができたと思っております。

なお、被災の詳細は調査中でありますが、市内各所において、家屋への被害や倒木、土砂崩れ、また、道路や河川等にも被害が生じるなど、市民生活に大きな影響が生じたところであります。しかしながら、人命への甚大な被害が発生しなかったことには、ひとまず安堵しているところでございます。

次に、南海トラフ地震についてでございます。

先月の８月８日に日向灘を震源とする最大震度６弱の地震が発生しました。

この地震は、南海トラフ地震の想定震源域内で発生し、規模が非常に大きかったことから、気象庁は、新たな大規模地震が発生する可能性が平常時と比べ、相対的に高まっていることをお知らせする南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。

本市におきましては、地震発生後、災害対策連絡室を設置いたしまして、警戒体制を整えるとともに、必要な情報収集を行ってまいりました。今回の臨時情報は、南海トラフ地震に関連する情報の制度運用が開始されて以降、初めての発表であったことから、

市民の皆様に対しまして、混乱が生じないよう告知放送やケーブルテレビ等を活用し、地震の発生に対する注意喚起や地震への備えを再確認いただくとともに通常の生活を継続していただくよう呼びかけてきたところでございます。

その後、地震発生から１週間が経過した８月15日に、大地震などの異常な現象が観測されなかったとして、政府からの特別な注意の呼びかけは終了となり、この間において、本市での大きな影響や混乱などはなかったものと考えております。

また、報道等において、政府からの臨時情報の発信方法やその内容が十分理解されていないなどの問題が報じられていましたので、市民の皆様へ市報等を通じ、臨時情報の周知と併せ、改めて防災意識の高揚にも努めたところでございます。

今回の特別な注意の呼びかけは終了しましたが、南海トラフ地震は、今後30年以内に70％から80％の確率で発生するとされ、発生した場合の本市の影響は、最大津波高2.8メートル、最大震度５弱の被害が予測されております。

市民の皆様におかれましては、今後も地震への備えを継続していただくとともに、台風シーズンを迎え大雨や強風による災害への備えも行っていただきますようお願いいたします。

それでは、提案理由の説明に先立ち、市政に関する諸般の報告を申し上げます。

まずは、産業振興についてのうれしいご報告をさせていただきます。

去る８月23日、大分県庁において、北部中核工業団地の株式会社住理工九州が佐藤知事に工場の増設表明を行いました。

今回の増設表明は、集積が進む北部九州での自動車産業の拡大を受けたもので、生産ラインの新設、工場内生産エリアの増床及び工場建屋内外のインフラ投資など、約12億３千万円の投資と46名の新規雇用を予定されており、本市での雇用の拡大及び地場産業への波及も期待されるところでございます。

次に、観光振興についてでございます。

本年１月から８月までの観光動態でありますが、特に長崎鼻では、四季折々の花が楽しめる花公園やこれまで整備した観光施設を生かした誘客プロモーション、４月から６月まで開催された福岡・大分デスティネーションキャンペーンなどの効果も相まって、入込客数といたしましては、前年比約34％の増と過去最高となる見込みでございます。

また、夏の恒例イベントでありますが、７月15日に予定をしていました長崎鼻サマーフェスティバルは、天候不順のため１日延期となりましたものの、多くの方にご来場いただき、迫力満点の大きな花火が打ち上げられるたびに、観客の皆さんから歓声が上がりました。

７月27日の夜台市と一緒に開催した昭和の町打ち水大作戦では、猛暑の中にもかかわらず商店街一帯が子どもから大人まで大勢の方で賑わいました。

また、８月18日の高田観光盆踊り大会では、中央公園イベント広場のやぐらの周りには、市内の企業や学校、スポーツ少年団など各団体参加者による大きな輪が広がり、そして、大会の終盤には草地踊り保存会の華麗な踊りが披露され、多くの観客を魅了したところでございます。

さらに、今週末の６日から７日にかけて、日本風景街道大学in豊後高田キャンパスが本市で開催されます。

この日本風景街道とは、日本の美しい風景を維持、創出するとともに多様な主体の協働のもと地域資源を生かした地域活性化を目指すもので、昭和の町や恋叶ロードなど先進的な取組を評価いただき本市で開催される運びとなったものでございます。開催にあたり、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から約120名もの関係者が来訪されることから、本市を全国に発信できるまたとない好機となっております。

今後とも地域資源に磨きをかけていくことで、交流人口を増やし、人口増へつなげてまいりたいと考えております。

次に、日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』の重点支援地域の認定についてでございます。

この日本遺産は、地域の有形・無形の文化財の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化や伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることが目的とされております。

『鬼が仏になった里「くにさき」』は、六郷満山文化を象徴する修正鬼会をはじめ様々な文化財が有機的に結びつくストーリーとして、平成30年度に日本遺産に認定され、今年度、認定から６年が経過したことから継続認定審査の対象となっておりました。審査の結果、これまで取り組んでまいりました最新の技術、手法を生かした情報発信や伝統行事の運営などが評価され、認定が継続されることとなり、さらには今後の地域活性化計画の具体性についても高

く評価いただいたことから、日本遺産を活用した地域活性化のモデル地域となる重点支援地域に認定されたところでございます。

先般の国の史跡指定にふさわしいとの答申をいただきました六郷山に続き、本市の文化財が高い評価を受けており、これらを励ましとして、さらに地域の魅力を高めることで、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者にやさしいまちづくりについてでございます。

今月は、多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者のご長寿をお祝いする敬老月間でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の皆様が集い、交流するといった機会を思うように持てない時期もありましたが、昨年度より敬老月間に合わせて敬老事業として、高齢者の皆様に敬意を表するとともに、喜んでいただくための各種事業を再開しております。

今週末の７日には、毎年好評をいただいております大衆演劇の無料公演を開催し、15日から始まる老人週間では、玉津地区の玉津プラチナ通りにおきまして、玉津プラチナ市の開催をはじめ、東天紅での無料上映など、町をあげて敬老の日を祝うイベントを予定しているところでございます。

さらには、敬老会実施補助金につきましては、昨年より１人当たりの補助金単価を2,000円に増額させていただき、引き続き、県内14市でトップの金額となっております。

現在、自治会等において、敬老事業の準備を進めていただいているところであります。是非とも多くの地域で、充実した敬老事業が実施されることを期待しております。

今後とも高齢者の皆様が、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせる、やさしいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、定額減税に伴う調整給付金の進捗状況についてでございます。

国が実施する物価高騰への支援策である所得税及び住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる納税義務者への調整給付金につきまして、早期に支給事務を開始するため、本年１月に補正予算の専決を行いました。また、第２回定例会におきまして、本年度の住民税賦課決定の算定による、対象者の増加等に伴い不足が生じた予算の議決をいただいたところでございます。こうした迅速な予算措置等の対応ができたことにより、７月３日に対象者へ確認書の送付を行い、給付を７月19日から開始するなど、県内で最も早い対応を行ったところでございます。

その給付状況ですが、８月末現在で、対象となる4,182人に対し3,256人への給付を終え、約78％の給付率であります。

引き続き、対象者の皆様へ早期に給付が完了するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、スポーツ振興についてでございます。

第62回大分県中学校総合体育大会において、戴星学園柔道部女子が団体優勝しました。個人でも柔道、陸上男子1500メートル、女子800メートルで優勝や準優勝と素晴らしい成績を収め、全国大会や九州大会の出場権を獲得いたしました。

九州大会では、戴星学園柔道部女子がベスト８、高田中学校陸上部が個人で上位入賞を果たすなど活躍を見せてくれ、全国大会においても、大分県代表として、素晴らしい健闘を見せてくれました。

また、本年の全国高等学校総合体育大会は、北部九州での開催となり、カヌー競技につきましては、８月５日から９日にかけて、本市で開催されたところでございます。

大会には、大分県代表として高田高校カヌー部が出場し、カナディアンペア500メートル及び200メートルで、澤田幸太郎選手、小串　豪選手のペアが２冠を達成し、見事、日本一の栄誉を勝ち取りました。その他にも各種目で入賞するなど、出場した全ての選手が全国の強豪を相手に熱戦を繰り広げ、地元開催に花を添える素晴らしい活躍を見せてくれました。

地元開催にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

スポーツの好成績の報告には、私も大変うれしく、選手の皆さんには、今後の活躍にも期待しているところでございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案等について、その大要をご説明申し上げます。

第40号議案の令和６年度豊後高田市一般会計補正予算（第４号）につきましては、5,612万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、190億1,639万1,000円となります。

まず、民生費では、高田中央病院に併設している病児保育室の受入環境整備に対する補助事業費や買い物支援事業の対象地区拡大に伴う運営費の増額を計上しています。

農林水産業費では、高収益作物等の導入・定着を図るため、水田の畑地化を促進する支援経費の増額や新規参入者の負担を軽減し、乾しいたけの生産を安定させるため支援経費の増額を計上しております。

商工費では、次年度、国東市と共同開催予定の国東半島芸術文化祭の準備経費及び新たなふるさとキャラクターのデザインを公募する経費、昭和の町の街並み保存を目的とした改修助成事業費やインバウンド需要に対応した観光デジタルガイドブックなどを整備する事業費を計上しております。

教育費では、三浦小学校に隣接する急傾斜地において、県が施行する安全対策工事に伴う構造物等の撤去、移転等の経費を計上しております。

次に、第45号議案の令和５年度の各会計における決算についてご説明申し上げます。

一般会計決算の概要についてでございますが、歳入総額は175億1,163万5,106円、歳出総額は170億4,854万5,505円でありまして、翌年度へ繰越すべき財源6,131万3,000円を差引いた実質収支は、４億177万6,601円の黒字となっております。

普通会計における経常収支比率は86.5％であり、前年度に比べ３ポイント改善しております。

この経常収支比率は、低いほど財政構造に弾力性があるとされ、財政状況の指標となるもので、県内14市の中で４年連続トップとなっております。

普通会計における市債残高は約162億円で、前年度から約２億７千万円増加しております。一方、出納閉鎖時における基金残高は約119億円で、前年度から約４億円増加しております。

そのほか、報第７号及び報第８号でご報告してますとおり、実質公債費比率は3.8％で前年度に比べ0.5ポイント上昇しておりますが、早期健全化基準を下回るものとなっており、各会計における資金の不足もなく、健全経営に努めてまいったところでございます。

なお、各会計における詳細につきましては、令和５年度の豊後高田市歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、豊後高田市水道事業会計決算書、豊後高田市下水道事業会計決算書及び主要施策の成果説明書のとおりでございます。

次に、予算以外の議案等についてでございますが、各議案の末尾に提案理由を付しておりますので、主なものについてのみ、ご説明申し上げます。

第41号議案の大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものでございます。

第42号議案の財産の取得につきましては、小・中学校教育用タブレット端末を取得したいので、議決を求めるものでございます。

第43号議案の豊後高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、生活保護法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

第44号議案の豊後高田市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

以上で、本定例会に提出いたしました議案等について説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君）　次に、第45号議案から第47号議案までについて、監査委員に決算審査意見報告を求めます。

代表監査委員、尾形雄治君。

○代表監査委員（尾形雄治君）　本定例会に上程されました、令和５年度豊後高田市歳入歳出決算及び令和５年度豊後高田市企業会計歳入歳出決算につきまして、豊後高田市監査基準、地方自治法第233条第２項及び公営企業法第30条第２項に基づき審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

一般会計及び特別会計の審査の結果、各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製されており、計数は正確であり、令和５年度の決算を適正に表示していることを認めました。

企業会計であります水道事業会計及び下水道事業会計につきましても、会計決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して調整されており、経営成績及び財政状態も適正に表示されておりました。

また、令和５年度豊後高田市基金の運用状況につきましても正確であり、令和５年度豊後高田市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましても、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、いずれも健全化を確保しているものと認めました。

各審査の詳細につきましては、議案書と共にお配りしております意見書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　日程第４、第48号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君）　提案理由のご説明を申し上げます。

第48号議案の令和６年度一般会計補正予算（第５号）につきましては、5,500万円の増額で、補正後の予算総額は、190億7,139万1,000円となります。

追加する補正予算の内容につきましては、先ほどの提案理由説明の冒頭で申し上げましたとおり、８月29日から31日にかけ、台風10号が本市にもたらした被害について、早急に実施すべき災害応急対策経費等を計上するものでございます。

まず、民生費では、被災者への支援を行うため、住宅再建支援金を計上しております。

災害復旧事業費では、昨日までの緊急を要す対応として、既定の予算及び予備費にて対応を行っておりますが、さらに必要となる農業施設や道路、河川等に係る土砂等の撤去を行うための応急対策費を計上しております。

予備費では、災害応急対策費等の不足に備え増額を行うものでございます。

なお、本議案につきましては、直ちに被災者支援及び応急対策措置を実施したいので、議長に先議をお願いしたところでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君）　ただいま提案されました第48号議案については、市長から先議されたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

第48号議案については、先議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第48号議案は先議することに決定いたしました。

これより第48号議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第48号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、この後起立し、発言の許可を求めてください。先起立者と認める者から指名いたします。

質疑のある者の起立を求めます。

（質疑者起立）

○議長（安東正洋君）　16番、大石忠昭君。どうぞ。

○16番（大石忠昭君）　皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭であります。

最初に、今回の台風10号で被災されました皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、今回の台風で職員の皆さんが、いち早く避難所も拡張するなどしてですね、努力していただきましたし、また、いち早く被災地の現地調査をする、また、緊急を要する場所については応急対策に取り組んでいただきまして感謝しております。

また、宇佐も高田も本当に大変な状況だったんですけども、昨日、宇佐の議会がありましたけども、宇佐では豊後高田みたいにですね、佐々木市長が先ほどありましたように、議長に応急対応のために必要な予算を追加提案されて、今日ですね、異例の措置でありますが、今日この場で審議して議決してほしいということになりましたが、そういう措置を取った佐々木市長についても評価し、感謝したいと思います。

今、市長からの提案理由説明がありまして、分かるんですけども、私なんか分かるんですけども、市民の皆さんがね、やはり今度の災害について、まあ、市の対応についてはね、非常に関心を持たれておりますので、市民に分かる言葉でね、説明していただいたら市民の皆さんも大変助かるし、佐々木市長に対する評価もさらに広がるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初はですね、追加補正が全額で5,500万円なんですけども、そのうちの最初の歳入について２点質疑をしたいんです。

私が読んだ範囲では、今回5,500万円のうちで、県からの補助金として250万円が計上されております。国からの補助金がないんですけれども、この県の補助金250万円の根拠を私たちはどういうふうに理解したらいいのかね、が一つですね。

２つ目は、不足分については、前年度の繰越金、

市長からさっきありましたように４億円を超える繰越金がありましたので、その一部を活用すると。もう一つは災害復旧債で借金をするとなっているんです。これについてはね、私の理解では、今後、被災地の調査を完全に済ませてね、まあ、国に申請をすれば、国からの負担や補助金、交付金がもらえるんではないかと思うんで、そういった段階では、今は前年度の繰越金や、あるいはこの災害復旧債を活用して対応しようとしているけども、この分についてもね、修正があるんじゃないかと思うんでその辺はどうなのか、先ほど、市長の報告の中でも、市は非常に財政的に豊かだという報告がありまして、ありがたいことなんですけれども、今回の私の質疑している、最終的にはこれは切替えができるのではないかと思うがどうですかということですね。

歳出につきましてはね、今の市長の説明で既定の予算、今ある予算やあるいは予備費を使って既に緊急を要する災害対応についてはやっていると、例えば、並石ダムの奥のほうの市道が――市道の半分が川に崩落しておりましたけどね、昨日、工事が始まって、もう通れることになりました。あるいは田染の本谷についてもね、お寺やお宮の近くでも同じような状況で普通車は通れないような状況になっているけれども、そういうようなところが各所にあって、今ある予算や予備費を使ってね、緊急に復旧工事をしていることについても評価をし、感謝申し上げたいと思うんです。

よってね、今回は全体で5,500万円、その中で例えば農業施設や道路や河川などの復旧、緊急を要する対応として合わせて3,000万円ですね。あと、床上浸水の被災者に対して支援金が500万円と、それから予備費が2,000万円組まれてるんですね。それでね、その時に私が市民の皆さんも理解してほしいのは、その緊急復興対策が合わせて3,000万円なんですけど、実際は豊後高田市でやっているのは、今回補正予算を議決してもらって、今日議決してもらって今日から使えるんですけどね、3,000万円だけじゃないんだと、佐々木市長が今ある予算や、あるいは予備費も活用して、当面、緊急なことだけで実際はこれだけやるんだけども、そのうち足らないものが3,000万円だったという、プラス2,000万円の予備費だということが分かるようにしていただければ、佐々木市長に対する評価はさらに高くなると思いますんでね。私もそこを理解したいので、その辺の説明をしてもらいたいと思うんです。

それで、具体的には、歳出の具体的な問題は、二、三質疑したいんですけども、１つの問題は災害救助費ということで、いわゆる床上浸水した家庭に対して市独自の給付金を支給をすると、これは本当にありがたいことなんですけども、この市独自の給付金の対象についてはどういう要件の方なのか。

それから、対象者がどれぐらいを見込んでおられるのか。早く支給したいということでね、今回補正予算を追加して、宇佐なんか補正予算組んでおりません、今現在ね。高田は補正予算を提案をして、今日議決するということになると、対象者に対してはいつ、支給できるかという点は市民の関心事ですのでね。その被災者の方は罹災証明も必要だろうし、それから申請も要るかなと思うんだけど、なるべくこういう時期だからね、手続が簡単な方法で給付金が支給できたら市民の皆さんがありがたいんじゃないかと思いますので、その辺が分かるように説明をしてもらいたいんが一つ。

それから、歳出の２つ目はですね、農業問題の予算と一般の公共工事の予算と２つに分けておりまして、それぞれ1,500万円の予算になっているんですよね。だから、最初に農業問題で言ったら、農業施設で言うならば、どういう今回の1,500万円の中で施設の緊急復興に対する、どういう事業でどれぐらいの予算なのかと。それから農業問題だったら、もちろん林道にしても農道、あるいは井堰などにしても緊急を要するものでこの1,500万円についてはどれぐらい、どういう事業が入っているのかね、どういう事業なんですよと、それは関係する市民の皆さんがそれが分かればね、安心できると思いますので、その辺もなるべく時間がありますからね、詳しく説明してもらったらと思います。

３つ目は、公共工事――道路や橋などの問題で、この追加補正が1,500万円なんですけれども、緊急を要する事業がこういう事業なんだからという事業内容や場所や事業名などね、それから併せて今の農業施設もこの公共道路や河川、橋などについても工期についてね、なるべく今回予算が議決されれば早く着工して早く完成していただければ、その関係する地域の皆さんは非常に助かると思いますのでね、その辺をしてもらったらと思います。

最初の質疑は以上です。

○議長（安東正洋君）　財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君）　ご質疑のありました歳入歳出の全般的な状況から、私のほうからご答弁申

し上げます。

まず、歳入につきまして、県の支出金250万円がどういった趣旨のものなのかということでございますが、これにつきましては事業名でございます災害支援者住宅再建支援事業というものが県にも制度がございまして、本市が支出した経費の２分の１を県から補助としていただけるというものでございます。

それから、今回不足の分については、繰越金または起債等で手当てされるが、今後の状況によって国から補填があるのかということでございますけれども、国からの補填で考えられるものとしてはですね、応急対応として特別交付税の措置というのが考えられます。ただ、この被害の状況の全貌が現時点でまだ分かりませんので、そういう被害の状況などに応じて特別交付税が今年度措置されるものと考えておりますが、その具体的な金額は不明でございまして、今回の予算には計上をしておりません。

したがって、その分につきましては制度としてあります起債ですね、災害復旧事業債及びそれでも不足する分については、まだ現金として残っております繰越金を充てていいということでございます。

それから、歳出の全般について、実際にはどれくらいなのかというご質疑もございましたけれども、先ほども申し上げましたように、まだ被害の全貌が掌握しきれていない状況でございますが、これまで台風が襲来してから昨日までに、これも集約は完全ではございませんが、道路、河川の応急対応であるとか農業用施設の応急対応などでおおよそ1,000万円程度を予備費からするものというふうに考えております。その他、施設の応急対応などもありまして、それらが300万円程度かなというように考えております。それと、今回の補正が、施設の応急対応としては3,000万円計上しておりますので、応急対応としては4,300万円程度ではないかというふうに考えております。

先ほど申しましたように、まだ全貌が分かっておりませんので、これで不足するような事態になれば予備費等で対応させていただきたいということで、今回、予備費なども計上させていただいております。

なお、これはあくまで応急対応でございまして、本格的な復旧につきましては、設計等も必要になりますし、これらの事業費が固まった段階で別途補正予算を組ませていただきたいというふうに考えております。

私からは、全般的なものとしては以上でございます。

○議長（安東正洋君）　市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）　それでは、災害被災者住宅再建支援事業費についてのご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、支給対象となる支給要件等についてのご質疑にお答えをいたします。

この支援金の支給対象となる方は、自然災害によってその居住する住宅が全壊、半壊、もしくは床上浸水の被害を受けた世帯、またはその居住する住居の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊の危険を防止するため、またはその他これに準ずるやむを得ない事情により当該住宅を解体し、もしくは解体されるに至った世帯のうち、被災時において豊後高田市に居住しており、その後も豊後高田市に引き続き居住する世帯の世帯主とされております。

また、この住宅の被害認定には、市長が発行します罹災証明等が必要になりますので、具体的な条件等、詳細につきましては社会福祉課のほうにお尋ねいただければというふうに思っております。

それから、支給がいつできるかということでございますが、それから申請の方法等についてでございますが、具体的な申請方法といたしましては、まず対象となる住宅の被害状況が確認できるよう、市税務課のほうで罹災証明を取得していただきます。その後、その罹災証明と支援金の振込を希望する申請人名義の口座通帳を私ども社会福祉課の窓口に持参していただき、その場で必要な書類へ記入をいただければ、それで申請を終了することができます。その後、私どものほうで関係書類を審査をさせていただきまして、可否の決定をし、通知後、指定口座へ振り込むという手続になろうかと思っております。

期間についてでございますけれども、受付の開始につきましては、本日、議決をいただきました後、直ちに受付の開始をさせていただきたいというふうに思っております。期間的には３週間から４週間程度を予定しておりますけれども、こういう状況でございますので、できるだけ早く口座へ振込ができるよう、私どもも努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、何世帯ぐらいの予定をしているかということでありますけども、本予算の積算に当たりまして、現時点で把握しております浸水被害を受けた13世帯から15世帯についてですね、想定をしており

ますので、ただ、先ほど、財政課長も申し上げましたとおり、全体の状況がまだ把握できておりません。一応、今回、予算要求とさせていただきました500万円につきましては、当面の見込まれる金額というふうに考えております。今後、件数、世帯数が増えれば、それに応じた財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長（阿部博幸君）　それでは、現年発生農林水産施設単独災害復旧事業費についてお答えします。

今回の台風による補正に関しましては、主要路線の早期通行開放に向けた土砂・倒木の撤去及び営農のための用排水路の通水のための土砂撤去のほうに使う予定で考えております。

いつまでと言いますと、営農のために早期の土砂撤去が必要となりますので、随時撤去してまいりたいと考えております。おおむね今月中には、全て道路も含めて完了する予定で考えています。

以上です。

○議長（安東正洋君）　建設課長、馬場政年君。

○建設課長（馬場政年君）　補正予算に関するご質疑にお答えします。

まず、公共土木施設単独災害復旧費についてでございますけれども、現在の把握している状況ですけど、補正の要求段階におきましては、今、現時点で緊急対応しましたのが70件ほどございます。

内容としましては、高田地域で約40件、真玉地域で約20件、香々地地域で約10件ほど今把握しております。

内訳としましては、土砂撤去が主に多いんですけども、50件程度あります。それから舗装の復旧ですね、そういったものが25件程度ございます。既に予備費といたしまして、それで10件程度、今、対応しているところでありまして、先ほど議員がおっしゃられた路線につきましてですね、対応させていただいたところでございます。

一応、主要路線の早期の通行開放に向けた初動対応ということでさせていただいたところでございます。

今回ご提案申し上げております補正分といたしましては、残りと言いますか60件程度まだ対応ができていないものがございますので、そういったものを計上させていただいております。

内容につきましては、全般的に言えることですが、土砂撤去、それから崩土の対応、それから倒木の処理、そういったものが中心になっております。

内容につきましては、多岐に被害状況がわたるものでありますので、現時点の概数ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、建設課といたしましても被災箇所の早期の把握、こういったことに努めておりますけれども、速やかな復旧対応に努めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、現時点で通行止めの箇所ですけれども、ほぼ解消しているところでありますけど、今、水取地区の沈み橋のところがまだ正式に開通しておりませんので、そこの部分がちょっと１路線まだ残っている状況であります。

それから、全体的な復旧はいつ頃解消できるかということなんですけども、今回ご提案しております単独分につきましては、先ほど、耕地林業課長が申し上げましたように、今月末を目途に早期復旧に向けて対応していきたいというふうに思っております。

それから、本格的な復旧につきましては、財政課長からも答弁ありましたとおり、今後また追加の分でですね、本格的な復旧に向けた補助災害等につきましては把握に努めて、また別途ご提案申し上げるというようなことで対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　歳入のところで財政課長から詳しい報告がありましたのでね、１点だけ聞きたいのは、まだ被害の状況が全面的に把握されていないと。把握された段階でまた補正予算を組んで云々という答弁だったと思うんですけれども、今回の９月議会の最終日が20日なんですけれども、20日の日には改めて災害復旧の追加補正予算が提案できるのか、それともまたかなり金額が大きくなるかなと思うんで、私は分からないんだけど、なるかと思うんですけれども、次に臨時議会を開いて災害復旧事業費を審議してもらおうということなのか。

次は12月議会だから12月議会までには待てないと思うんですけどね、なるべく専決処分ということではなくてですね、大事な議会、僅か16人の議員になりましたけどね、議会に提案をして審議をしてもらって可決したほうが事業効果が大きいんじゃないかと思いますが、その見込みについて、まずお尋ねした

いと思います。

○議長（安東正洋君）　財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君）　再質疑にご答弁申し上げます。

本復旧事業の補正予算の時期ということでございますが、これまでの例でスケジュールを考えてみますと、補助債、規模の大きい復旧事業になりますと国庫事業となりまして査定等がございます。それに向けた設計などもございまして、それらの金額が確定するのは９月議会中の会期中には難しいものというふうに今の段階では考えております。その後、12月議会じゃ遅いだろうということでございますし、私もそう考えておりますけれども、なるべく市民の皆様の生活に支障がないよう早急に復旧ができるように、編成のタイミングを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　あとですね、歳出のほうでの１番目の住宅被災者に対する支援金の問題ね、県から半額補助の事業ということが分かりましたが、実際にまだ例えば香々地の方などについては避難所に避難している状況が続いていますわね、ぼちぼち帰って来るんだけれども、なるべくその申請が、手続が簡単になる、それから審査した結果、早く支援金をもらえるちなれば一番助かると思います。

だからもう一回、一般市民が分かるように、この制度は県の半額支援の制度であって、例えば旧豊後高田でいったらば何世帯、旧真玉、旧香々地でいったら何世帯がおおよその、今、市が把握している世帯としては対象になりそうだと、その他あるかもしれんと、それは１件当たり幾ら幾らなんだと、固定でしょ、幾ら幾らなんだということも分かるようにして、その代わりこういうような支援金は申請制なんですよと、申請はそれは真玉は真玉の庁舎、香々地の庁舎でもいいですよということなのか、全部本庁舎なのかということも関心事やしね、なるべく簡単ということはどういうことがいいんかということで、もう少しこういうことなんですと、今、500万円の予算なんだけども、まだ対象の方が増えれば、それは次に補正組んででもね、まだ対象があった場合はね､それはなるべく市民を救済するという形で佐々木市長は、申請者については審査をして、該当者についてはちゃんと払いますよということが分かるようにもうちょっと説明してもらえんでしょうか。

○議長（安東正洋君）　市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）　それでは、災害被災者住宅再建支援金の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、支援金の額についてでございますが、具体的な支援金の額といたしましては、まず、基礎支給支援金、これがですね、上限といたしまして単身世帯の全壊で75万円、半壊で37万5,000円、床上浸水で３万7,000円、それから複数世帯の全壊で100万円、半壊で50万円、床上浸水で５万円となります。

またですね、これに加えまして住宅の被害状況や被災後における被災者の住居の確保形態に応じた加算支給支援金というものがございます。これにつきましては、全壊により新たに住宅を建設、取得などする場合、複数世帯では200万円、それから単身世帯では150万円という加算が受けられます。また、半壊によってですね、公営住宅以外の賃貸住宅等を借りる場合にもですね、複数世帯で50万円、単身世帯で37万5,000円などの加算支給が受けることができる制度でございます。

それから、先ほど手続についてはあらかたご説明を申し上げましたが、再度申し上げますと、罹災をしたことの証明を市税務課のほうで取得していただきます。その罹災証明と支給されます支援金を受け取る口座ですね、世帯主の方になろうかと思いますが、世帯主の名義人の口座通帳を私ども高田庁舎の社会福祉課窓口に持参いただきましたら、その場で申請書等の記入をしていただくということでございます。作業につきましては、私どももお手伝いをさせていただきたいと思っております。それを頂きましたことで申請は完了ということになります。

ただ、先ほど申し上げました加算金の部分につきましては、住宅を取得する場合、建設をする場合、もしくは修理をする場合などの契約書、それから賃貸する場合は賃貸契約書等の写しをその後、提出をいただくということになろうかと思います。申請については、非常に簡単にできるんではなかろうかというふうに思っております。

それから、各地域別の世帯の状況ということでございますが､詳細には私ども把握はしておりません。市全体でのこの予算積算時の被害状況、それから税務課等への罹災証明の相談、申請状況等を勘案して13から15件ではなかろうかということで積算をさせていただいております。

ただ、議員ご指摘のとおりですね、被災世帯が増えれば予算の確保についてはしっかりと予算確保していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　今、２回目の答弁で大体全貌が分かってきたと思うんですけども、もう一回聞いておきます。

今、500万円の予算を組んだんだけども、まだ対象が増えた場合は追加措置を取るということなんですけどね、500万の基礎になるので、今のところのこういう場合はこうという金額が示されたんですけども、今、あなた方が掌握しておる中で、いろんな個人からあったと思うんですよ、こういう状況になったらどうしていくと、私のとこも何人か香々地の方からも何人かあっていますし､聞いているんですけどね。一般論なんですけども、今、あなた方が掌握しておる500万円の中で、世帯単位で支給するんだけどね、世帯主が申請になっておるんですけども、一番多い支援金を受給できる対象というのはどれぐらいの人、一番少ない額の人でどれぐらいの人と、個人の名前を出せと言っているんじゃないんです。どういう人がありますよと、だから該当する可能性のある方については、どうぞ罹災証明を取って出してくださいよと。

だから、申請期日についてはいつまでかということも大事な問題やわね。これも皆さんに今日から受付をします、罹災証明もそれは始まっているんだけども、申請書はいつまでが期限なんだからということになるのかね。その辺を示してもらって、やっぱりここで議論をすることが市民の皆さんも理解できてね、申請して、そういう資金が県から半額でもらえるんならば、それはありがたいよということになりますし、国のほうもこれ何度も国会で問題になって額を上げるという､今､最高300万円ということで、能登半島地震では随分議論がされましたけどね、高田で言うたらどういうことなんだということが分かるように説明してもらいたいと思います。

○議長（安東正洋君）　市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）　それでは、再々質疑にお答えをいたします。

１件当たりどれぐらいの支援金が受け取れるかということでございますが、正直に申し上げまして、まだ申請も受け付けておりませんし、具体的なものは難しいかと思っております。

ただ、これまでの情報によりますと、今回、全壊に当たるようなものは少ないのではなかろうかなというふうに感じております。よって、半壊であります場合、単身世帯では37万5,000円、それから複数世帯であれば50万円、もしくは床上浸水というランクと申しますか種別になりますと、単身世帯では３万7,000円、それから複数世帯では５万円、これは１世帯でございますけれども、世帯主へ支援金として支給されるということになろうかと思います。そういう意味では､あくまで税務課サイドで罹災証明を取っていただく中に、その被災状況といいますかレベルが記載されておりますので、それに沿って給付を決定をしていくということになろうかと思います。

申請開始につきましては、先ほど申し上げたとおり、予算議決をいただきました後、もう本日から受付をさせていただきたいというふうに思っております。

申請の期限についてでございますけど、基礎部分につきましては14月以内ということでございますので、被災後ですね。それから加算のほうについては38か月以内ということでございます、最終の申請期限がですね。ですので、なるたけこういうものでございますので、早めに出していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　次は、耕地林業課長に今の1,500万円の予算についてもう少しお尋ねしたいんですけども、提案理由説明の中であるのは農業施設の問題言っていますわね、農業施設で緊急を要するこの応急手当事業というのは具体的にはどういうものでね、その受益者負担との関係なんですが、もうこれは災害だから実際は応急手当をやっても受益者の負担がないですよと、全部公費で賄うということなのかというのは関心事なんですけどね。

それから、今度は林道、特に林道の流木の片づけなどなどなんですけども、今現在、この1,500万円以前にある予算を使ったり、あるいは予備費の一部を活用して、耕地林業課ではもう既にどれぐらいの応急措置を行ったということなのかね。今回、また今日1,500万円が決まれば、早速予算を活用してそういう応急対応をするんだということになれば、実際に林道など、もうその流木などが撤去されて、どの林

道だって農道だって市民の皆さんが利用できると。いつまでにどうなるかというのが一番心配なことですから、もう今回1,500万円を追加、今日議決してくれれば、もういつまでに片づくんだということが分かればね、安心すると思いますので、もう少し説明してもらえませんか。

○議長（安東正洋君）　耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長（阿部博幸君）　農業施設等で緊急を要するものとはどういう施設かということですけれども、まだ米の栽培で水が必要でありますので用水路の確保、それと排水路の通水ですね、そちらのほう等ですね、それとあと農道、それと先ほど言われました林道のほうもどうしても早めに開通する必要があると思っていますので、今そちらのほうに考えております。

現在、予備費のほうでですね、10件ほど取りあえず土砂の撤去ですね、用水路等のほうは行っております。これに関しましては、地元負担は今のところ考えておりません。この予備費のほうで全て賄う予定でございます。

以上です。（16番（大石忠昭君）ちょっと分からんけど、もう少し詳し言わんと、市民は分からんと思う）

いつまでというのを忘れてました。

もう予算がつき次第、早急に至るところの土砂撤去等は行ってまいりますので、今月中が一応目安となるのではないかなというふうに考えております。それでも少しでも早く土砂撤去、交通、通行ができるよう考えております。

先ほど言われた用水路に関してはですね、頭首工のほうも被害を受けていますので、そこら辺の関係は営農のほうの地元でポンプアップはするので、そこら辺の手助け的なものも考えています。

以上です。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　農業施設の問題がちょっともう少し説明してもらわんと私が理解できないんですけども、応急措置としての今度のこの全体で4,500万円予算提案されているんですよ。だから、もう既に予備費を活用してこれぐらいのものはできているんだけども、あと足らない分で1,500万円ということなんですよね、でしょ。そん時に農業施設についてのことでね、そういう応急手当的なものについてはもう受益者負担が全くないというように理解してよいのかということなんですね。

それから、災害、今度は復旧工事についてはね、豊後高田市の場合はこれまでは大分県14市の中で最も受益者負担が高かったんですよ。これも佐々木市長の英断でですね、今や大分県で私の調査では一番地元負担が軽くなっているんですね、私の調査ですよ、それは間違ったら指摘してください。それは私の理解では、農道や林道や井堰や水路については、もう受益者負担がゼロと、公費で賄うと、あるいは起債が利くからですね、いうことになったと思うんですね。農地については、それまでは補助残の60％が受益者、40％が市の負担だったものが、60％を15％に軽減することになってですね、実際は受益者はこれまでの４分の１の負担でできることになったんですね、復旧工事は。それは間違いないわね。

その辺もちょっと分かるごとして、これも佐々木市長の評価ですよ。大分県、これはまだまだ、今度は日田が変えましたけど、日田と豊後高田が一番高かった、負担率が高かったけど変えました、今年度から。それでも高田は高いんです。その辺ちょっと説明してもらわんとね。

もう一つね、応急措置の問題でね、ちょっと私が理解できていないから聞くんだけども、ここから両子山を越える県道がありますね、その中の美和の穴瀬ってところがあるでしょ、あそこに沈み橋が２つ架かっているんですよ。これは市道なのかな、農道なのかな、里道なのかなと、１つが流されたんですよ。そういう場合はね、今度の1,500万円の応急措置に入っているんかなと、入ってないと思うんだけども、災害復旧工事では、その農道の部分に入るのかね、建設課の分に入るのかちょっと分からんから、それは心配せんでいいよと、今後全面的調査をして災害復旧工事をやるんだということになるのか、それも参考までにね、示されたら示してもらったら市民は安心だと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君）　耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長（阿部博幸君）　応急工事に対しての地元負担は考えておりません。

それと災害復旧、本復旧に関しましては、農道、林道、頭首工、水路等に関しては、地元負担は今現在出しておいていると思いますので、そのようにしたいと思っています。農地に関しても議員がおっしゃるとおりだと思っていますので、そのような対策で考えています。

それと沈み橋に関しましては、市道になるのだと思いますので、農道では今のところ考えておりませ

ん。

以上です。（16番（大石忠昭君）今のところ考えてないち言うけど、そのあそこにあるあの沈み橋が市道なのか農道なのかっちゅうのが分からない、どっちなの）

市道になります。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　あと、今度は建設課の先ほどの答弁でですね、もう少しですね、建設課のほうでは道路と河川の公共工事なんですけども、応急措置がもう既に始まっているんですけども、ですね。今、全体的に見てですね、もう職員の皆さんが現地で調査をして、おおよそ言うならば建設課の関係で道路や河川で――金額はいいんですよ、何か所ぐらいが被害があった中のね、その中での応急措置として今回の1,500万円と今までの予備費でどれぐらい件数で言ったら、件数ですよ、金額はいいんですよ。どれぐらいが応急措置が取られて、もう緊急対応ができたんだということをちょっと理解をしたいんですよね。

今度の1,500万円使えば、ほぼそういう道路や河川や橋などについては、一般市民の通行には支障がないということになると思うんですけどね。それが全体の被害件数の中の今回の応急措置の1,500万円プラス予備費を活用したら、どれぐらいのパーセントぐらいになるのかね。分かれば分かる範囲でいいですから、報告してもらえんでしょうか。

○議長（安東正洋君）　建設課長、馬場政年君。

○建設課長（馬場政年君）　大石議員の再質疑にお答えいたします。

全体的な件数はということなんですけども、先ほどご答弁いたしましたとおり、緊急対応といたしましては、もう概数になりますけど約70件対応しております。そのうち、予備費で対応いたしましたのが約10件程度、先ほど、道路の通行に支障がある箇所とかを優先して対応させていただきました。それが約10件前後になろうかと思います。

それから、今回ご提案申し上げております補正分といたしまして、残りの60件程度を９月末を目途に市民の皆さんにもご不便をおかけいたしておりますので、早期復旧に向けて対応してまいりたいと思っております。

それから、これからになりますけども、これに加えて本格的な復旧ということで、今現在で把握しておりますのが15件程度、補助災害の分で該当するんではないかということで、先ほどの沈み橋の分も含めましてですね、今、調査、把握をしているところであります。

ですので、まだ金額的には何とも現時点では申し上げられませんけども、さらに今後調査が進みますと件数も増えていくということになると思いますので、そこら辺は早期に把握のほうに努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　今の今回応急措置の分での不足分で1,500万円提案されておるんだけどね、これが今日議決されれば、一応、今回の災害についての市民に対する影響では通行止めとかはなくて、一応片づくと。あと本格的には調査をして災害復旧工事でやるんだという理解でいいですわね、そうですね。

それでね、今の美和の沈み橋のことについても、私は農道だろうか、市道やろうか、市道ということで、市道になるということになると、あの沈み橋についても市道や河川改修と同じ扱いで、全て復旧工事だから前のように復旧するという理解でいいですかね。それで終わります。

○議長（安東正洋君）　建設課長、馬場政年君。

○建設課長（馬場政年君）　大石議員の再々質疑にお答えいたします。

沈み橋に関してのご質疑いただきましたけれども、一応、あの美和のところに２橋沈み橋がありまして、大石議員が言われましたように１橋は破損して流れた状態になっております。連続して２橋ございますので、復旧に関してはグレードアップとかはできませんので、現況復旧を目安にしながら地元の方々とですね、協議をしていきたいと思います。今後調査をしていきますので、完全に復旧できるかというのはちょっと何とも今の段階では申し上げられませんけれども、復旧できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。（16番（大石忠昭君）終わります）

○議長（安東正洋君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　日本共産党の大石忠昭です。

私は、市長から追加提案されました第48号議案、補正予算について賛成討論をいたします。

先ほど、議案質疑をしまして補正予算の内容がほぼ理解できました。今回の台風10号に対する人的災害はなかって本当によかったと思っておりますが、いろいろな災害が、桂川はもう氾濫するんではないかと大変な危険な状況でしたけどね、何とか雨量が減って大災害にならなかってよかったなと思っております。

それでも竹田川など、あるいは桂川の上流部分でもいろいろありまして大変だったと思うんですけれども、私は先ほども述べましたけれども、市長が今回5,500万円の追加補正を提案をしてですね、先議という形で議会開会日に審議をしてですね、そういう措置を議長に申し入れて、議会運営委員会でも議論をしてそうなりましたが、そういう措置を取った佐々木市長については私は評価をいたします。

よって、先ほど、審議をいたしましたが、やっぱり被災者に対して、あるいは地域の皆さんに対してこの予算を有効活用し、早期に復旧すると、あるいは被災者に対する住宅支援金などについても早期に活用していただけるように、職員の皆さんも一層ご尽力いただきますことをお願いをいたしましてですね、この予算の賛成討論ということにします。ぜひ、ご賛同をお願いいたします。

○議長（安東正洋君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　これにて討論を終結いたします。

これより、第48号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、第48号議案が本定例会に提案しております第40号議案に先立って可決されました。

補正予算の議決順序が前後することにより、両案に係る字句や数字、そのほかの整理が必要となるため、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君）　ご異議なしと認めます。

よって、第48号議案及び第40号議案に係る文字や数字、そのほかの整理は議長に委任することに決しました。

つきましては、第48号議案、令和６年度豊後高田市一般会計補正予算（第５号）は（第４号）に改め、第40号議案、令和６年度豊後高田市一般会計補正予算（第４号）は（第５号）と改め、整理することといたします。

なお、両案に係る補正前の額、計の数字等の整理につきましては、調整の上、後刻報告することといたします。

○議長（安東正洋君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から９月９日まで休会いたします。

次の本会議は、９月10日午前10時に再開し、議案質疑を行います。

なお、議案質疑の通告は、明日正午までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでした。

午前11時33分　散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長　　安　東　正　洋

豊後高田市議会議員　　野　﨑　　良

豊後高田市議会議員　　在　永　　恵